

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可(每月一回發行)  
經濟論叢 第四十四卷 第五號

神戶博士  
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經  
濟  
論  
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉  
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

# 目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士 山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士 河田 嗣郎	〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士 米田庄太郎	三
幕末の商稅論	經濟學博士 本庄榮治郎	三
實際政策と政策原則	經濟學博士 作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士 石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士 小山田小七	九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士 中川與之助	二三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士 大塚 一朗	二九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士 松岡 孝兒	一〇
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士 堀江 保藏	一六
財政學の基本問題	經濟學士 大谷 政敬	一八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士 今西庄次郎	二〇
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士 中 谷 實	二八
リストの國民生産力說	經濟學士 白杉庄一郎	三四
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士 島 恭彦	三五

生産の構造と貿易……………	經濟學士	松井 清	二六九
租税の農業に及ぼす影響……………	經濟學士	山岡 亮一	二八六
再保険と共同保険との接近……………	經濟學士	佐波 宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて……………	經濟學博士	八木芳之助	三二五
熊澤蕃山研究序説……………	經濟學博士	黒 正 巖	三三六
水産經濟學と其の課題……………	經濟學博士	蜷川 虎三	三五三
輸入制限と國內物價との關係……………	經濟學博士	谷口 吉彦	三六二
昭和の税制改革……………	經濟學博士	汐見 三郎	三八五
自然利子論……………	文學博士	高田 保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて……………	商 學 士	武藤 長藏	四二四
現段階に於ける租税體系……………	經濟學博士	土方 成美	四三七
支那南北辨……………	法學博士	財部 靜治	四九七
赤字公債の消化……………	經濟學博士	小島昌太郎	五二二

# 輸入制限と國內物價との關係

目次

一、問題の意味 二、輸入制限と關稅 三、積極説の根據

四、消極説の根據 五、批判および結論

谷 口 吉 彦

## 一 問題の意味

輸入の數量制限が國內の物價運動に如何なる影響を與ふるかは、吾國の現實に當面せる政策上の一問題であると共に、世界の學界における理論上の一問題でもある。吾國では昭和十二年一月以來、これまで行はれてゐた爲替管理を更に強化する一手段として、新たに輸入爲替許可制を布くこととなり、その間接の結果として吾國としては最初の數量制限が、一般的に輸入の上に加へられることとなつた。

尤も特殊的には、さきに濠洲に對する通商擁護法の發動した場合<sup>1)</sup>に日印協定および日濠協定の成立した<sup>2)</sup>場合に、是等の必然の結果として行はるゝ輸入數量の制限は、今日まで既に屢々經驗した所であるが、併し是等は何れも特定の相手國からの特定商品の輸入に關するものであるから、その影響は精々のところ當該商品の國內價格に及ぶに過ぎなかつた。然るに新たに行はるゝに至つた輸入爲替許可制は、特定の相手國に限らるゝものではなく、國際的には一般的である。また實際上の取扱では商品の種類によつて爲替許可上の區別を設けてゐる様

1) 拙著、統制貿易の研究 (第二卷) 第二章第六節  
 2) 拙著、統制貿易の研究 (第二卷) 第二章第六節  
 3) 拙著、統制貿易の研究 (第二卷) 第二章第六節

ではあるが、併し特定商品の輸入に限つて適用されるものではないから、商品的にも一般的であるといふことが出来る。即ちこれは二重の意味において一般的なる輸入制限を結果することとなる。従つて國內の一般物價に及ぼす影響において、前の場合とは著しくその意味を異にする所がなければならぬ。これ今回の爲替許可制が國內物價の騰貴と關聯して、新たな問題を提起するに至つた所以である。

たゞ吾國の今日の物價騰貴は、言ふまでもなく爲替許可制のみがその原因ではない。世界恐慌の打開ならびに之と關聯する準戰體制の發展は、軍需原料品の世界的騰貴を惹起するに至つたことも、その有力な一原因である。また三十億圓に達する彪大豫算の編成された結果として、軍需原料品を中心とする思惑賣買の行はれたことも他の有力な原因である。併し乍ら彪大豫算を豫想した見越輸入の前提としての輸入爲替殺到の結果として惹きおこされた前述の爲替許可制が、是等の物價騰貴の傾向に拍車をかけたこともまた、疑ひ得ない事實である。

新たに成立した豫算は、物價抑制の意味から或程度に削減されたから、なるほど一時的には物價騰貴を抑へ得たかに見えたけれども、なほその趨勢を如何ともすることは出来ない。それはたとひ多少の削減を見たとは言へ、なほ従來の豫算に比較しては著しき膨大であり、それから起る莫大な需要の豫想と、今一つは世界的な準戰體制の發展が豫想されるからである。

準戰體制の發展はその中に種々の矛盾を内包してゐるが、物價騰貴と爲替下落はその主なるものである。吾國でも物價騰貴の傾向はますます強められるが、併しすでに今日でも明らかに現はれてゐる様に、それは一方では國民生活を脅かし、他方では豫算の實質的削減となつて、却つて準戰體制そのものと矛盾する。それ故に今後の

物價傾向が如何に動くかは、準戰體制の立場より見るも極めて重要な問題である。他方にまた吾國經濟の特殊事情の下における準戰體制の發展は、必然に輸入増加の傾向を免れないから、國際收入を調整し爲替相場を維持するためには、輸出貿易の促進を計ると共に輸入制限または少くとも輸入統制を必要とするに至るであらう。然るにこの輸入制限はまた國內の物價運動に影響することとなる。かくして準戰體制の發展は直接にも間接にも國內物價と密接に結びついて来る。

輸入統制もまた從來ヨーロッパ諸國に行はれたものは、主として世界恐慌の打開を目的とする消極的のものであつたが、すでに世界恐慌の著しく緩和された今日では、寧ろ他の新たな目的から、積極的に行はるゝこととなつた。かの Sommer 氏が、『輸入割當制の本來的の目的は、輸入の機械的處方によつて、國內生産のために國內市場を擁護するにあつたけれども、今日では割當政策は次第に輸出促進の手段に用ひられてゐる』<sup>4)</sup>と言つてゐるのもその一である。殊に吾國では世界恐慌はすでに早く打開されてゐるから、その輸入統制は主として準戰體制の強化といふ積極的目的の下に行はるゝものである。<sup>5)</sup>

かくして輸入制限と國內物價との關係は、準戰體制の發展を契機として、現實に當面せる吾國の問題であり、且つ世界資本主義の現段階において必然に當面せる一般的・世界的な現實の問題である。然るに斯かる現實の問題はまた必然に理論上の問題とならざるを得ない。最初の輸入制限が主として輸入割當制の形態を採つたところから、理論上の問題としては、主として輸入割當制と國內價格との關係如何、具體的には輸入割當制と輸入關稅とは、その商品の國內價格に如何なる相違を齎らすか、換言せば割當制は關稅よりも商品價格を高めるか否かの

4) L. Sommer, Neugestaltung der Handelspolitik, 1935, S. 356.

5) 拙稿、輸入統制の目的(本誌第四十四卷第三號)



問題として、多くの學者の間に論議せらるゝことゝなつた。

こゝに問題とする輸入制限は、狹義の輸入制限すなはち輸入數量（價額または物量）の直接制限を意味し、輸入統制（促進または制限）の一面に過ぎない。その方法上の種別としては、輸入割當制・輸入許可制・輸入求償制・輸入相殺制・アスキ制等々の區別を生ずるが、そのうち最も代表的のものは従來は主として輸入割當制であつた。<sup>6)</sup>

Häfner氏が『輸入割當制はこの種の政策の典型的な事例として研究される。理論的部分の主要な結論は、輸入の數量的統制の總ての形態に對して妥當性を有すると信ずる』<sup>7)</sup>と言ふのも是である。たゞその輸入割當制もまた、理論的には常に必ずしも輸入制限とは限らず、單純なる輸入統制に過ぎないものも亦ありうるわけではあるが、<sup>8)</sup>而かも現實の割當制は殆んど常に輸入制限となるものであるから、多くの學者によつてなさるゝ如く、この兩者をそのまゝに置き換へても、何ら著しい不都合を來たさないわけである。何れにせよ輸入割當制は、輸入品の數量に對して直接の統制または制限を加ふるものであるから、この點に於て従來の關稅制度と全くその性質を異にするものである。そこで國內價格または國內物價に對する輸入割當制または輸入制限の影響を考察するに當つても、後に觸れるが如く、屢々關稅の影響との比較において問題とされる場合が多い。關稅と物價または價格との關係については、すでに従來の理論的ならびに實證的研究において、多くの論議を経て來た問題であつて、今さら新たな問題を提起するものではない。之と對比して新たに理論上の問題を提供するのは、即ち現實の貿易において關稅と對立または併立して盛行するに至つた輸入數量の統制と國內物價または價格との關係である。この意味において此の問題は、たゞに吾國の現實に當面せる問題たるに止まらず、また理論上における新たな問題でも

- 6) R. Hein, Die französische Handelspolitik im letzten Jahrzehnt 1934, S. 82.
- 7) K. Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen Einfuhr regulierung (Z. für w. A. März 1935, S. 220.)
- 8) 拙著、貿易統制の研究（第一卷）第一篇第七章參照

ある。

## 二 輸入制限と關稅

輸入制限が國內物價に如何なる影響を及ぼすかを考察するに先だち、その前提として先づそれと關稅の影響とを比較する必要がある。兩者の一般的異同は此處での直接の問題ではない。<sup>1)</sup>こゝでの問題は、主題の國內物價に對する影響が、關稅と輸入制限との間に、如何なる異同を發見しうるかにある。

第一に、關稅も輸入制限も、外國からの商品供給を何等かの方法によつて制限し、内外市場の間に何等かの間隙を設けて、自由交通を許さない。従つて國內價格と外國價格との間に、或程度の相違を生ずることとなる。是等の點に於ては關稅も輸入制限も同一である。<sup>2)</sup>たゞ理論的には關稅が全部外轉されたる場合には、關稅の前後において國內價格は些の變動も來たさないけれども、現實には斯くの如き事例は全く例外であり、且つこの場合でも外國價格と國內價格との相違は、運賃その他に一致するとは言ひ得ない。また輸入制限の場合にも、理論的には必ずしも國內價格が騰貴するとは言ひ得ないけれども、併し現實には多くの場合に價格の相違を見るものである。何れにせよ内外價格の上に何等かの絶對的相違を齎らす點では、兩者の間に區別はない。<sup>3)</sup>輸入割當制の國內價格に及ぼす影響は、その採用の當初においては、關稅の場合と同様である。關稅も一定の需給關係に於ては、輸入割當制に對應する輸入數量の減退を結果する。<sup>4)</sup>

第二に、併しながら假りに同一の價格差を齎らしたとしても、關稅と輸入制限とは、その過程を異にする。即

- 1) 拙著、貿易統制の研究(第一卷)第一篇第三章參照
- 2) G. Haberler, Der internationale Handel, 1933. S. 257.
- 3) Deutscher Bund für freie Wirtschaftspolitik, Kontingente, 1933. S. 11.
- 4) K. Häfner, a. a. O. S. 193.

ち關稅の場合には、その高さに對應して價格差が生じ、そこから輸入數量の減退を齎らすこととなるが、輸入割當制にあつては、全く逆の順序となつて、最初に先づ輸入數量の制限が決定し、その結果として價格差を生ずることとなる。換言せば關稅は價格機構に依存しつゝ、間接に數量を制限するに反し、輸入割當制は直接に數量を制限して、そこから價格を動かすものである。<sup>4)</sup>

第三に、従つてまた關稅の場合には、國內價格は絶對的には外國價格と相違しつゝも、なほその一定の相違において外國價格と結び付いてゐる。従つて外國價格の變動に應じて國內價格も變動し、國際價格機構は國內にまで貫通してゐる。然るに輸入割當制にあつては、輸入數量が前提的に確定されてゐるから、國內價格はこの輸入量に國內生産量を加へた供給と國內需要との關係によつて定まり、外國價格の決定および變動とは無關係となる。即ちこの場合には國內價格は國際價格機構から遊離して、獨立の價格構成を見ることとなる。<sup>5)</sup> Weber 教授が『國際間の商品交換は價格機構から離脱して、價格は最早統制者ではなく恣意が交換の基底となる』<sup>6)</sup>と言ひ Haberler 氏が『關稅は世界市場との連結を斷ち切るものではないが：輸入割當制は價格成立をして世界市場價格から離脱せしめねばならぬ』<sup>7)</sup>と言ふのは即ち是である。

第四に、たゞに國內價格と外國價格との關係に止まらず、價格變動による量的調節作用、即ち國際間の價格機構もまた、關稅と輸入割當制との間に本質的の相違を生ずる。即ち關稅の場合には、他の原因によつて國內價格または外國價格の變動して内外の價格差を伸縮する時は、それに應じて輸入數量を増減せしめ、それによつて再び内外價格を復舊せしめて、國際間に自動的な均衡作用を保有する。作へば何等かの原因によつて國內價格の騰

- 4) 拙著、前掲書（第一卷）p. 180.
- 5) G. Haberler, *Liberales und Planwirtschaftliche Handelspolitik*, 1934, S. 84.  
M. Barczeswki, *Kompensationsgeschäfte im Rahmen der Kontingentierungspolitik*, 1936, S. 43. Kontingente, a. a. O. S. 10-13.
- 6) A. Weber, *Handels- und Verkehrs politik*, 1933, S. 441.
- 7) G. Haberler, *Der internationale Handel*, 1933, S. 257.

貴する時は、内外價格差を高めて輸入數量を増加せしめ、それによつて國內價格は再び下落することとなる。即ち國際間の均衡運動は關稅の下に於ても依然として喪失されてゐない。たゞ關稅の高さだけそこに價格上の階段を残すに過ぎない。<sup>8)</sup> 然るに輸入制限の場合には内外價格の獨立的な變動によつて、兩者の價格差の伸縮する時にも、輸入數量は既に最初から一定されてゐるから増減は起り得ず、従つて價格變動も起り得ない。例へば國內價格は騰貴したるまゝに固定し、そこに自動的な均衡作用は現はれて來ない。この點に於て關稅の場合と全く異なる。<sup>9)</sup> たゞ併し輸入制限におけるこの特質は、必ずしも絶對的のものではない。内外價格差の増大する場合には常に然りと言ひ得るけれども、價格差の減少する場合には、常に必ずしも然りとは言ひ得ない。何故かと言ふに輸入制限または輸入割當制において豫め一定されたる輸入數量は、何れの場合にもそれだけを輸入せねばならぬといふ絶對的のものではなく、單にそれ以上は輸入し得ないといふ最高限度を示すものに過ぎないから、内外價格差の大なる場合には、その最高限度まで輸入されるけれども、價格差の縮小する場合には、必ずしもその數量まで輸入されるとは限らない。價格差が一定の程度——即ち自由貿易の場合にその數量まで輸入され得る程度の價格差——以下に縮小する瞬間から、輸入數量は減退し始める。この數量減退は國內價格を引上げ、そこで價格差は再び増大するから、この程度の價格差を境界として、それ以下では關稅の場合と同じく、自動的な均衡作用が機能して來るわけである。<sup>10)</sup>

第五に、右の結果として關稅の場合には、内外の價格差は關稅の高さを限度とする。關稅以上に國內價格の騰貴する場合には、輸入を増加することとなつて、その國內價格を下落せしめるからである。關稅が全部外轉され

8) 拙著、前掲書（第一卷）p. 181.

W. Greiff, Die neuen Methoden der Handelspolitik, 1934, S. IX.

G. Haberler, Liberale und planwirtschaftliche Handelspolitik, 1934, S. 84-85.

9) 拙著、同上 p. 182. K. Häfner, a. a. O. S. 195. A. Weber, a. a. O. S. 441.

10) 拙著、同上、p. 183.

K. Häfner, a. a. O. S. 195.

たる場合には、國內價格は全く變動しない代りに、外國價格はそれ丈け下落するから、内外の價格差は、依然として關稅の高さに一致する。結局するところ關稅の下における均衡狀態では、兩國の價格差は流通費用と關稅との和に一致する。この點において關稅と流通費用とは全くその性質を同じうするものである。<sup>11)</sup>然るに輸入數量を制限する場合には、前述の如く價格差の増大は輸入數量を増加せしめず、自動的な均衡回復作用は起らないから、増大したる價格差はそのまゝに固定するか、または同じ原因の續く限りはますます價格差を増大せしめて、そこには最高限度を劃することは出来ない。Weber 教授も此の點を輸入割當制の短所の一つとして擧げてゐる。<sup>12)</sup>然るに反對に價格差の縮少する場合には、前述の如くそれが一定の程度に達する際間に於て、均衡回復作用が現はれるから、この點に價格差の最低限度を劃することが出来る。

最後に、關稅制度と割當制度との著しき相違の一つは財政上にある。即ち前の場合には政府に向つて關稅收入を齎すが、後の場合には何等の收入を齎らさないのみか、却つてそのための經費を必要とする。<sup>13)</sup>關稅收入の大きさは關稅の高さ即ち價格差に輸入量を乗じたものであるが、輸入割當制では此の價額は如何になるか、謂はゆる割當利得 (Kontingenterwerb) となつて輸入業者の收入となるものである。<sup>14)</sup>これは輸入制限と國內價格に關聯する重要な問題であるから、別に詳論することとする。要するに關稅と輸入制限との間には、價格に關聯する限りに於ても、斯くの如き種々の相違がある。併しこの價格上の相違は寧ろ結果であつて原因ではない。關稅制度に代つて、又は之と併行して割當制度の盛行するに至つた原因は、寧ろ他の點における兩者の相違に歸せらるべきであるが、それは今の當面の問題ではない。<sup>15)</sup>

11) G. Haberler, *Liberale und planwirtschaftliche Handelspolitik*, 1934. S. 84

12) A. Weber, a. a. O. S. 442.

拙著、前掲書 (第一卷) p. 157-158.

13) A. Weber, a. a. O. S. 442.

14) K. Häfner, a. a. O. S. 195.

Kontingente, a. a. O. S. 18-20.

15) 拙著、前掲書 (第一卷) 第一篇第一章第七章參照

### 三 積極説の根據

こゝに積極説といふは、輸入制限または輸入割當制が、著しく國內物價を騰貴せしめる影響を肯定せんとする理論を意味する。従つて關稅との比較に於ては、關稅が國內物價を騰貴せしむる程度以上に、輸入割當制は同じ作用を有すると主張する。積極説に屬する學者は、大體において自由主義者または自由貿易論者であり、輸入割當制その他の現代的貿易統制に反對する學者の間に多く見受けられる様である。いま左に積極説を主張する主要な學說ならびにその根據とする所を紹介することとする。

第一に *W. G. C. 教授* は最も強く積極説を主張する一人である。<sup>1)</sup> 教授は先づ後に述ぶる *W. G. C. 氏* の消極説を紹介した後、に言ふ。『なるほど純粹理論より見ればそれは正當であり得る。併し乍ら吾々は今日の輸入割當制が關稅保護の可能性を凌駕するための手段として利用されてゐることを看過すべきでない。この場合には消費者利益は全く微々たる役割を演ずるに過ぎず、割當數量を出来るだけ削減せんとする。……かくの如き事情の下に於ては、輸入割當制は最大の國民經濟的弊害を有するに止まる』<sup>2)</sup> として、十項目に亙るその弊害を列擧し、<sup>3)</sup> その中に積極説を主張して言ふ、『關稅制度の場合には、物價は世界市場價格を超過すること關稅の程度以上に出で得ない。輸入割當制の場合には、この點に於て遙かにそれ以上、上る可能性がある。』<sup>4)</sup> また『價格構成に關して世界經濟的諸條件から全く離脱するために、需要の弾力性に乏しき商品の價格を甚だしく騰貴せしめる云々』<sup>5)</sup> と。即ち教授の意見は、理論的には兎も角、現實の事情の下に於ては、輸入割當制は關稅より以上に物價を引上げる傾向の強い

- 1) A. Weber, Handels- und Verkehrspolitik, 1933. S. 438-445.  
Ditto, Volkswirtschaftspolitik, 1933. S. 186.
- 2) A. Weber, Handels- und Verkehrspolitik, 1933. S. 441.
- 3) 拙著、貿易統制の研究 (第一卷) p. 157-158.
- 4) A. Weber, a. a. O. S. 442.
- 5) A. Weber, a. a. O. S. 442.

ことを主張するにある。之に對しては Häfner 氏の反對論がある。

第二に Neumann 氏もまた相對的ではあるが、更に詳細に積極説を主張する。彼は言ふ、『あらゆる輸入割當制は、それが輸入制限を意味する限り、理論的に物價騰貴の結果を齎らさねばならぬ。何故かと言ふに、それは先づ需要供給の關係に影響するからである。輸入割當制は從來の需要を充たすに必要な供給の一部を市場から取り去るから、その商品の全體の供給は減少し、國內生産は一種の獨占的地位を得ることとなり、その必然の結果として當該商品の價格騰貴となる』と。氏は更にフランスの事例に就て詳細な實證的研究を試みた結果、現實には個々の商品種類により、またその時期によりて、或は價格を騰貴せしめ或は下落せしめたことを指摘し、結論として次の如く言つてゐる、『絕對的にはフランスの商品價格はたゞ個々の場合に騰貴したに過ぎない。併し相對的には輸入割當制は極めて顯著に價格騰貴的に作用してゐる。それは價格の下落傾向に拘らず、世界市場價格からは著しく偏倚して現はれてゐるからである』と。氏の積極説の理論的根據は、供給制限が國內獨占を齎らすといふ點にあるが、然らば輸入制限の結果として國內生産を増加するに至らば——國內生産の増加そのものが輸入制限の重要な目的の一つである——國內價格は再び下落するではないか、即ち氏の積極説は動態における一時的の現象に過ぎないのではないか、この點につき更に考察を進めた積極説を次に検討する。

第三に、ドイツ自由經濟政策協會<sup>10)</sup>の意見は、右の點につき考察を加へた積極説である。この協會から出版された『輸入割當制——それは何か、また如何に働くか』<sup>11)</sup>に於て、割當制と價格との關係を詳細に考察してゐる。そこでは先づ第一に、前述の Neumann 氏と同じく、供給制限が國內獨占を齎らすことを主張する。曰く『輸入割

6) K. Häfner, a. a. O. S. 198.

7) H. Neumann, Die französische Kontingentierungspolitik seit dem Jahre 1929, 1936. S. 67

8) H. Neumann, a. a. O. S. 75-75.

9) H. Neumann, a. a. O. S. 76.

10) Deutscher Bund für freie Wirtschaftspolitik.

11) Kontingente Was sie sind und Wie sie wirken, 1933.

當制は從來の需要を充たすに必要な供給の一部を單純に市場から取り去る。國內生産はそれによつて獨占を獲得し、その自明の結果として當該商品の價格騰貴となる。この價格騰貴はそれ自ら一定の限界を有し、それは總需要の充足に對する輸入許可數量の割合から生ずる。而かもなほ吾々は、輸入割當制によつて作られた相對的の獨占は常に、右の價格騰貴の限界を超えんとする危險に曝らされてゐることを知らねばならぬ<sup>12)</sup>と。然らば第二に、かくの如き物價騰貴は如何にして、如何なる條件によつて起りうるかと言ふに、一は輸入割當制の實施によつて總供給量が如何なる程度に減退するか、即ち商品不足の程度如何に依存し、二にそれはまた平常狀態における總需要量に對する國內生産の占むる割合如何に依存する。この國內生産の割合の大なれば大なるほど、價格騰貴の可能性は小であり、その反對は反對である。また平常狀態の輸入量に對する輸入制限量が大きければ大なるほど、價格騰貴の傾向は大である。例へば國內生産量と輸入量とが同様に五〇%づゝの場合に、輸入制限を平常輸入の五〇%とせば、全體の供給減退率は二五%となるべく、輸入制限を二〇%とせば供給減退率は僅かに一〇%となつて、價格騰貴の程度は兩者の場合において著しく相違するであらう。また輸入制限率を同様に五〇%としても、國內生産の比率が八〇%である場合は、供給減退率は一〇%に過ぎないが、國內生産の比率が二〇%である場合は四〇%となつて、價格騰貴率は著しく相違する筈である。何れにせよ價格騰貴に對する決定的なものとは全體としての供給減退率であり、それは平常輸入率と輸入制限率との相乗積によつて定まるわけである。<sup>13)</sup>

そこで問題は此の供給減退率にある。前述の相對的獨占が若しも本來の意味における獨占即ちカルテル・トラストによる總供給量ことに國內生産の獨占であるならば、供給減退率を任意に維持することが出来るけれども、

12) Kontingente, a. a. O. S. 11.

13) Kontingente, a. a. O. S. 11-12.



右に言ふ相對的獨占とは、輸入割當制による外國競争に對する獨占到過ぎない。即ち『輸入割當制によつて齎された獨占は、單一の生産者（企業者または團體）の手にあるのではなく、國內生産者の總體の上に存するもので、その内部においては各人は依然として自由である。その結果として一般に、國內生産は先づ第一に過剰に擴張せられて、新たな販賣困難を惹きおこす結果となる。』<sup>14)</sup>即ち國內生産の獨占が存在せざる以上は生産過剰となり、價格は下落せざるを得ない。<sup>15)</sup>

それ故に此の説に従へば輸入制限と國內價格との關係を考察するには、一時的影響と永續的影響とを區別せねばならぬ。一時的ことに當初に於ては價格騰貴の傾向を否定しがたいが、併し根本的・永久的または均衡的には、關稅以上に價格を引上げるものではない。寧ろ『關稅と同じ程度に物價を引上げることなしに、關稅よりも有效に國內生産を保護する』<sup>16)</sup>と言ふ主張を是認せざるを得ないと言ふ。たゞ此の均衡状態における價格も、關稅との比較において言ひうるに過ぎず、輸入制限以前の均衡状態に比すれば、或程度の騰貴を免れない。何となれば外國品の競争は排除されて、保護されたる國內生産の範圍における均衡状態に過ぎないからである。そこで次の如き結論に到達する。<sup>17)</sup>

『一、價格に對する影響は、國民經濟的の資本分配に對すると同様に、根本的には關稅の場合と同様である。』

『二、關稅とは反對に、價格成立は世界市場から獨立する。その結果としてあらゆる輸入割當制の設定の後には、當初に於て價格騰貴および生産増加の危険がある。』<sup>18)</sup>（下略）

その他の學者の中にも積極説に屬すると考へられる者は少くない。Haberler,<sup>19)</sup> Eulenburg,<sup>20)</sup> Greif,<sup>21)</sup> Leener.<sup>22)</sup> の如

14) Kontingente, a. a. O. S. 12.  
15) Kontingente, a. a. O. S. 13.  
16) Kontingente, a. a. O. S. 20.  
17) Kontingente, a. a. O. S. 20.  
18) Kontingente, a. a. O. S. 20.  
19) G. Haberler, Der internationale Handel, 1933, S. 257.

ききである。吾國では瀧谷博士も同論と看做すことが出来る。<sup>c23)</sup> 是等の所論も大體は前記の諸説と大同小異であるから茲には省略する。

#### 四 消極説の根據

輸入制限または輸入割當制は、著しく國內物價を騰貴せしむるものにあらず、少くとも關稅に比較しては、それ程に國內價格または物價を引上げるものではないと主張する學者もまた少くない。そのうち主要なる主張とその根據を擧ぐれば次の如くである。

第一に、Hicks<sup>1)</sup>氏はイギリスの小麥割當制に關聯して、寧ろ消極説を主張する。『そこには恰かも關稅の下におけると同じく、パンの價格における一般的騰貴はあるであらう。關稅は輸入に課稅して之を抑制することにより、輸入小麥の減退を惹きおこすに反し、輸入割當制は直接に輸入量を削減する。パンの價格に及ぼす結果は全く同様であらう。併しながら輸入割當制の下におけるパン價格の騰貴は、關稅の下におけるよりもより少いであらうことはあり得る。關稅は(結局において)消費者のポケットから貨幣を取り去つて、その一部を國內生産者に交付する。その殘餘は收入となつて國庫に入る。然るに輸入割當制からは國庫は何等の收入をも得ない。消費者から取る總てが、農家に這入る。それ故に輸入割當制は關稅によつて蒙るよりもより小なる消費者の犠牲において、一定の利益を農家に與へることを可能ならしめる。關稅による農業保護に對する反對論は、輸入割當制に對してはより微力をもつて妥當する。<sup>o2)</sup>』

20) F. Eulenburg, Aussenhandel und Aussenhandelspolitik, 1929, S. 172.

21) W. Greiff, Die neuen Methoden der Handelspolitik, 1934, S. 26.

22) G. de Leener, Les Systèmes de contingentement douanier, 1932, S. 67.

23) 瀧谷善一氏、輸入統制に就て(國民經濟雜誌第六十二卷第一號)

1) J. R. Hicks, Quotas and Import Boards (Tariffs, the case examined, 1932, p. 210-229)

Hicks 氏の右の理論的根據は、Weber 教授によつて、『純粹理論より見れば、それは正當であり得る』と評されたものである。なるほど確かに特異の理論ではあるが、併し單に關稅は生産者と政府に利益を與へ、割當制は生産者にのみ利益を與ふるの故をもつて、後者の影響をより小なりとなすは、餘りにも單純なる根據ではないか、殊に茲にはドイツの諸學者によつて論議されつゝある割當利得については全く考察されてゐない。消極説の立場からは更に有力なる根據を必要とするであらう。

第二に、輸入割當制の最も盛に行はるゝフランスに於ては、消極説が比較的に有力である。例へば、Maspétiol 氏は言ふ、『それは關稅の高化よりもより安易であり、且つより有效である。より安易である所以は、物價騰貴の要素がより少き程度に存するからである。生産物の相場は、合理的な相場を維持しうる。またより有效である所以は、より確實に國內生産の賣行きを保證するからである。……』<sup>2)</sup>と。またフランス生産者全國聯合會長<sup>3)</sup> Duchemin 氏も同様に消極説を主張する。曰く『割當制の設定は、外國商品の侵入を防遏する目的を有する。この外國商品の侵入は、原價の如何に拘らず、企業の閉鎖を誘致するからである。その結果として相場の低落は阻止されるに相違ないが、それは人々が到達せんとした目標であるから、何ら懸念するに當らない。この點に關し割當制の採用が關稅よりもより危険であるかどうか明らかではない。之に就ては吾々は考察しない。たゞ關稅が割當制と併置された場合には、尠くとも幾分かは賣價の高騰を見るであらうが、それと同時に割當制は、それが吾國の如き適度な價格決定を適用するならば、常に必ずしも高物價を惹きおこすものとは限らない』<sup>6)</sup>と。是等は別に有力なる理論的根據を明らかにしてゐない。たゞ前者にあつては、物價騰貴の要素は關稅に比し少いと言ひ、また

2) *ibid.*, p. 213.

3) A. Weber, *Handels-und Verkehrspolitik*, 1933, S. 441.

4) R. Maspétiol, *Les Tendances recentes de la Politique douanière Française*, (*Revue Économique internationale*, 1932, Vol. III. No. 2, p. 349.)

5) *Président de la Confédération Générale de la Production Française.*

6) R.-P. Duchemin, *La crise mondiale et la Politique Douanière.*

合理的な相場を維持しようと言ふに過ぎない。

第三に、最も詳細な消極的主張は Häfner 氏によつて代表される。この主張もまた部分的均衡理論における考察から出發するが、その限りにおいては輸入割當制も關稅も、價格に及ぼす作用において同一である。たゞ前述の如く價格から數量に及ぶか、數量から價格に及ぶかの相違あるに過ぎない。彼れは此の理論をシェーマによつて説明したる後、前述の Woods 教授の積極説に言及して、『若しも彼れの主張が、輸入割當制は他の事情にして同一ならば、……關稅よりもより強く價格騰貴に導くといふのであらば——そして是が最も彼れの眞意に近い表現であるが——然らば彼れは妥當ではない』と言ふ。<sup>10)</sup>

Häfner 氏の主張によれば、現實の輸入割當制が特に物價を上げるとすれば、それは輸入制限そのものゝ影響と言ふよりは、寧ろ輸出または輸入の獨占による割當量の不利用にある。而かも此の輸出または輸入の獨占は、多くの人の考ふるが如くに、割當制そのものから必然に發生するものではない。なるほど割當制は、普通の考へでは商人間の競争を制限すると考へられるが、必ずしもさうではない。従つて割當制すなはち獨占とは考へられない。普通に輸入制限の弊害と考へられてゐる物價騰貴は、寧ろ之とは必然の關聯なき獨占の弊害であると云ふ。曰く『文獻に於ては常に繰り返して、輸入および輸出許可制を伴ふ割當制の作用として、特殊の物價騰貴を指摘してゐる。即ちこれら二種の許可制は、競争に對する特殊の制限に導くべく、従つて強く物價騰貴の傾向を惹き起すであらうと。なるほど輸入および輸出の許可制は、一應は輸入業者の範圍を制限し、従つて輸入權利者の需要または外國輸出業者の供給を限定する。』<sup>11)</sup>

(Revue Politique et Parlementaire, 1933, No. 458, p. 17.)

7) K. Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen Einfuhrregulierung (Weltwirtschaftliches Archiv, 1935, 41 Band, Heft 2, S. 190-223.)

8) a. a. O. S. 191.

9) 拙著、貿易統制の研究(第一卷)第一篇第八章 p. 177.)

10) K. Häfner, a. a. O. S. 198.

多くの論者はこゝから直ちに獨占論を導き出すのである。然しながら Haber 氏に従へば、『輸入割當制の設定に當つては、一般にこれまで當該商品の輸入に従事してゐた人々の範圍を縮小するのではない。輸入權利を此の範圍に制限することは、必ずしも必然的に競争の縮小に導くものではない。』<sup>11)</sup>「獨占的」作用は、輸入業者間の競争制限の中に存するのではなく、寧ろ輸入の量的減退そのものゝ中に求めらるべきである。<sup>12)</sup>

ところで其の量的減退はまた必ずしも輸入割當制そのものゝ必然の結果ではない。『割當制によつて引上げられた價格は、輸入の量的制限の結果としての新たな均衡状態における價格の限界であると、總ての文獻に言はれてゐる。今もし例へば外國輸出業者間の競争の制限が、物價騰貴を更に進めるとすれば、それはたゞ總割當量を十分に利用しない場合のみ可能である。然し乍ら之は輸出業者の間における完全な獨占的聯合を前提とする。輸入許可制の場合にも之と同様のことが輸入業者に就て妥當する。そこで數量減退にも拘らず、現實に利得を増加せしむる場合には、割當量を十分に利用しない政策が行はれる……』<sup>13)</sup>

然るに割當量を十分に利用せざることによつて、獨占利得を獲得するためには、單純なる輸入獨占だけでは不可能である。一般に輸入數量は全需要量の一部に過ぎず、一部は國內生産に依存するものであるから、輸入獨占による價格騰貴は國內生産を増加せしめて、輸入獨占を崩壊せしめる。そこで價格騰貴を維持しうるためには、輸入獨占と同時に國內生産の獨占を必要とする。この意味に於ても、輸入割當制そのものからは特別の價格騰貴は保證されず、それは寧ろ國內供給の獨占到依存すると言はねばならぬ。即ち『若しもその國內生産部門に自由競争が行はれるならば、割當量を十分に利用せざることによつて齎らされた價格騰貴は、國內生産の増加を呼ぶ

11) a. a. O. S. 205.  
12) a. a. O. S. 205.  
13) a. a. O. S. 205.

こととなり、企圖された輸入業者または輸出業者の獨占的政策は、無効にされるであらう。然らざる他の場合には、國內の獨占組織が、割當てられたる輸入をその統制の下に取り入れようと試みることも出来る。この場合には彼等はそのカルテル化した生産の利益のために、割當量を十分に利用せずにはゐることか出来るわけである。<sup>14)</sup>』  
その他の學者の中にも消極説に屬すと看做されるものは、*Petermann*,<sup>15)</sup> *Schlie*,<sup>16)</sup> 等を計へ得るが、是等の學者の所論はさまざま重要ではないから、茲には省略することとする。

## 五 批判および結論

吾々は以上において主要な積極説および消極説の所論を述べたるが、然らば吾々はこの問題に對して如何なる見解を採るか、以下において前述の諸説の批判を試みつゝ、吾々の見解を明らかにしようと思ふ。

先づ第一に、問題を靜態的な均衡理論として見る限り、または長期間における結局の落ちつく所に就て考察する限り、吾々は寧ろ消極説を採らざるを得ない。この意味においては最後に述べたる *Haber* 氏の所論に賛するのみならず、積極説に屬する第三説即ちドイツ自由經濟政策協會の所見とも、多く異なるものではない。たゞ茲に言ふ消極説とは、關稅との比較における相對的の意味における消極説であつて、關稅と同じ程度以上の價格騰貴を齎らすものではないと言ふに過ぎない。絶對的の意味において、即ち輸入制限以前に比較して、決して價格騰貴を來さないと言ふのではない。外國生産者の自由競争を排除した後の均衡状態においては、前の均衡状態に比較すれば、或程度に高き水準における均衡を認めざるを得ない。この意味における時間的比較においては、吾々

14) a. a. O. S. 206.

15) K. Petermann, *Der Zollkrieg als Kampfmittel der äusseren Wirtschaftspolitik*, 1934, S. 76.

16) H. Schlie, *Die britische Handelspolitik seit Ottawa und ihre Weltwirtschaftlichen Auswirkungen*, 1937, S. 98.

もまた積極説を排斥するものではない。

然し乍ら第二に、問題の存する所は寧ろ斯くの如き長期的な均衡状態にあるのではなく、現實の過程において如何なる影響を國內價格の上に及ぼすかにある。謂はゆる積極説と消極説との岐るゝ所は、主としてこの點に係る。吾々は茲で先づ第一に、問題を理論的・抽象的に、地所位を超越する一般理論として考へ、而かもその國民經濟が未だ著しき統制經濟に入らず、大體において自由經濟の行はれつゝあることを前提するならば、少くとも一時的・過渡的には國內價格の騰貴を否定することは出来ない。この意味では積極説である。何故かと言ふに、輸入制限または輸入割當制は少くとも從來の輸入數量を直接に縮減するのであるから、一時的には供給減退を意味し、而して自由經濟を前提する限りは之は價格騰貴を惹起せざるを得ないからである。たゞ此の價格騰貴は必ずしも絶對的騰貴を意味しない。現實には Neumann 氏も指摘するが如く、世界市場價格の下落しつゝある場合には、却つて國內價格も絶對的に下落することさへあり得る。併しこの場合でも、相對的には國內價格の騰貴と見ることが出来る。反對にまた世界市場價格の騰貴しつゝある場合には、國內價格の騰貴傾向は更に強められねばならぬ。最初に述べたる最近の吾國の經驗の如きは、正にこの場合に當るものと考へられる。

次に問題を現實的・具體的に、一定の時代と一定の國民における輸入制限について考ふる場合には、必ずしも右の抽象理論はそのまゝに適用されるわけではない。殊にその輸入制限が如何なる目的または現實の必要から實施されるかによつて、著しくその影響を異にすることとなる。一般的に言へば、最初の輸入割當制は主として不況または恐慌の打開策として發展したものであり、最近の輸入割當制は寧ろ積極的に準戰體制の擴充策として發

- 1) H. Neumann, Die französische Kontingentierungspolitik seit dem Jahre 1929, 1936, S. 75-76.
- 2) 拙稿、輸入統制の目的 (本誌第四十四卷第三號)

展しつゝあると言へるが、恐慌對策の場合には、その目的の一つとして國內價格の維持が考へられてゐる。従つてこの場合の輸入制限は價格を引上げる傾向が強いと言はねばならぬ。然るに最近の如き準戰對策の場合には、國內價格の維持または引上げは寧ろその目的ではないから、騰貴傾向は寧ろ弱められねばならぬ。たゞこれも世界價格との關係における相對的の問題であつて、現實には不況恐慌時代には世界價格は暴落しつゝあり、準戰體制時代には騰貴傾向を採りつゝあるから、絶對的に前の場合に國內價格は上るとは限らず、また後の場合に上らないとは言ひ得ないであらう。

併し乍ら等しく恐慌對策といひ、準戰對策といふも、各國の特殊事情に對應してそれ〴〵の特殊性を有せねばならず、従つて國內價格に對する影響もまた劃一的に斷定することは出来ない。すでに他の機會に論じたる如く、<sup>4)</sup>等しく恐慌對策として發展した輸入制限でも、ドイツとフランスとイギリスとは著しくその意義を異にするものである。例へばドイツの如く、主として金融上の目的より輸入制限をする場合には、國內價格の問題はさまざま重要ではないが、フランス・イギリスに於けるが如く、主として産業または貿易上の目的より輸入統制を行ふ場合には、國內價格への影響は重要な問題となるであらう。また等しく準戰對策より輸入統制を行ふ場合でも、例へばドイツの四ヶ年計畫におけるが如く、主として原料自給を企圖する場合と、吾國におけるが如く原料國策の外に重工業の生産力を擴充せんとする場合とによつて、輸入統制の内容を異にし、従つて國內價格への影響を異にせねばならぬ。

また恐慌對策たると準戰對策たるとを問はず、等しく國內産業の保護を目的とする場合にも、それが主として

- 3) J. R. Hicks, Quotas and Import Boards (Tariffs, 1932, p. 210-213).  
H. Neumann, a. a. O. S. 75-76.  
H. Schlie, Die britische Handelspolitik seit Ottawa und ihre Weltwirtschaftlichen Auswirkungen 1937, S. 98.
- 4) 拙稿、輸入統制の目的 (前出)



農業保護を對象とするか、工業保護を對象とするかによつて異なる。最初の輸入割當制は、フランスに於ても、ドイツに於てもまたイギリスに於ても、何れも農業保護から出發したものであるが、これは世界恐慌時代の世界的な農産物下落に對して、國內農産物の價格維持を目的とするものである。従つて絶對的には著しく價格騰貴を齎らさなかつたとしても、相對的には價格引上げ上の効果は大であつたと言はねばならぬ。然るに準戰體制下の農業目的は價格よりも寧ろ數量上にあるから、たとひ現實には、世界物價の影響を受けて著しく騰貴したとしても、相對的の意味では著しく物價を引上げるものではない。

現實の問題としては、單に國內價格が上るか、下るかの問題と共に、動搖か、安定かの問題がある。論者の中には輸入割當制は却つて國內價格を安定せしむると説くものもある<sup>5)</sup>。なるほど長期的な新たが均衡状態においては外國依存性の減退するだけ、また價格成立の獨立性を増すだけ、價格安定性は強めるといふことも考へられる。併しながら現實の過程においては、輸入の許さるゝ範圍では世界價格の影響を免れず、また輸入制限の程度または輸入許可の數量は、必ずしも一定不變ではないから、その伸縮如何は直ちに國內價格を動搖せしむることとなるから、一時的の現實過程においては、却つて價格の動搖を招來する傾向を免れないと考へられる<sup>6)</sup>。

最後に、以上は主として理論上または事實上の問題であるが、更に之を政策上の問題として考察する必要がある。この點に於て關稅と輸入割當制とは、著しくその政策上の目的を異にすることを先づ注意せねばならぬ。財政上の目的よりする關稅は姑らく別とし、産業上の目的よりする關稅、ことに謂はゆる保護關稅は、それによつて國內價格を引上げ、もつて國內産業を保護せんとするものである。それ故に保護關稅の結果として國內價格の

- 5) 拙著、貿易統制の研究(第一卷)第一篇第八章  
6) Kontingente, Was sie sind und wie sie wirken, 1933. S. 14 S. 20.  
E. Egner, Aussenwirtschaft, 1936, S. 126.  
7) E. B. Dietrich, French import quotas (The American Economic Review, 1933, Vol. XXXIII. No. 4. p. 672.)

上らざる場合は、その關稅は全く目的を達し得ざることとなる。換言せば保護關稅は、國內價格の騰貴を直接の目的とするものであると言ふことが出来る。従つてかゝる關稅の影響として、國內價格の騰貴を否定するが如きは、明らかに自己矛盾である。然るに輸入割當制または輸入制限は、なるほど國內産業の保護を目的とする點に於ては關稅と一致するものではあるが、併しその手段または過程において、この場合には國內價格を引上げることによつて國內産業を保護せんとするものではない。價格機構を通ずることなくして、直接に外國より來る數量を制限して、國內産業のために國內市場を保留するものである。従つてこの場合は何ら國內價格の騰貴を期待するものではなく、反對に種々の理由からその騰貴せざることを期待する場合が多い。この點に兩者の著しき相違がある。

そこで政策上の問題として右の相違は甚だ重要である。今かりに何等かの理由によつて國內價格を抑制する必要がある場合に、保護關稅の下において價格抑制策を採用することは、前述の如く自己矛盾である。然るに輸入割當制の下において價格抑制策を採用することは、何ら其の目的と矛盾せざるのみならず、却つて他の理由からその目的に協力する結果となる。それ故に價格政策より見れば、保護關稅の下では引上げ政策を採らねばならぬが、割當制の下では引下げ政策を採つて何ら差支なきのみならず、寧ろ之を採らねばならぬ。さきにも述べが如く、輸入制限後に成立する均衡状態では、關稅と同じ程度に、世界價格を超過する傾向を有するから、之は政策的・統制的に、少くとも世界價格の程度に引下げることがある。これが實現されるものとすれば、たゞに關稅との比較における消極説のみならず、絶對的の消極説も成立しうべく、即ち割當實施前後の均衡状態において、同一の價格水

8) Kontigente, a. a. O. S. 13.

9) E. Egner, a. a. O. S. 126.

準を期待することも出来るであらう。

また先に考察せる現實の過程に於ては、國民經濟の自由放任を前提して、そこから一定の場合における國內價格の一次的騰貴または動搖を推論したのであるが、今もし、統制的・政策的に、例へば物價抑制策を強く實行したとすれば、必ずしも斯かる結果を齎らすとは限らない。寧ろ政策論としては割當制または輸入制限の下では、強く價格統制を行ふべきである。この意味において輸入割當制は同時に國內經濟の統制を必要とする。もと／＼輸入割當制の如きは價格機構に依存しない統制經濟の對外的出現であるから、對外的にのみ統制經濟を行ひながら、對内的に自由放任ことに價格奔騰を放任するが如きは、一國の政策としては矛盾である。かゝる跛行政策では、放任政策も統制政策も、二つながらその機能を十分に發揮せしめ得ずして、共倒れとなる危険が強い。すでに現實の必要から、對外的に輸入制限または輸入割當制といふ統制經濟を行ふ以上は、對内的にもまた統制政策を必要とすべく、少くとも今の場合は物價抑制政策を必要とすることゝなる。輸入割當制が次第に統制經濟に進まねばならぬことは、殆んど總ての學者の一致して認むる所であり、<sup>10)</sup>また事實においてその方向に進みつゝあるは、何れの國においても認められる所である。

之を要するに、この問題に對する吾々の見解を要約すれば、輸入制限または輸入割當制の結果として、  
第一に、國內價格は國際價格機構から全く隔離して、それ自身に於て獨立の存在となる。この點に於ては關稅の影響とは全く異なる。

第二に、長期的の均衡状態においては、關稅の程度以上に國內價格を引上げるものではない。たゞ世界市場價

10) K. Häfner, Zur Theorie der mengenmässigen Eimportregulierung  
(Weltwirtschaftliches Archiv, 1935, 41 Band, Heft 2, S. 221)  
G. Haberler, Der internationale Handel, 1933, S. 258.  
A. Weber, Handels- und Verkehrspolitik, 1933, S. 442.  
E. B. Dietrich, *ibid.*, p. 674.  
J. Wilden Störungen des Welthandels, 1932, S. 32.

格に比較すれば、關稅と同じ程度に高き水準を維持することとなる。

第三に、併しながら、關稅の場合には、國內經濟の統制政策または價格政策によつて價格引下げを圖することはその保護目的と矛盾するが、輸入割當制の場合は、價格引下げ政策によつて、世界價格の水準に引下げることが可能であり且つ必要である。

第四に、一時的の現實狀態においては、自由經濟を前提する限り、國內價格は騰貴し且つ動搖する傾向を免れ難い。この點では關稅よりも大なる影響を齎らすものと考へられる。

第五に、併し乍ら現實にはそれが恐慌對策たると準戰對策たるとによつて異り、また時代により國民によつて、國內價格への影響を著しく歪曲することとなる。

最後に、政策論としては國內經濟の統制または價格統制策によつて、國內價格の引下げ策を併行せしむることは、その目的と矛盾せざるのみならず、之を助長する上に必要である。これが實現さるゝならば一時的の現實においても、決して國內價格を引上げるとは限らず、また價格騰貴を惹きおこさざる様あらゆる努力を盡さねばならぬ。

525。(一一・四・二〇)